

# 受託研究等に係る適格請求書について

## — 資産の譲渡日の考え方 —

受託研究等について、適格請求書の要件を満たすには、**本学が発行する請求書(本学登録番号等記載)※**に加えて、下表の**資産の譲渡日を記載した書面**を合わせて保管してください。

- ※1 本学債権事務取扱細則上、原則として前納の形で請求を行うため、請求書に記載の「取引年月日」は「資産の譲渡日」ではなく「本学債権認識日」を表示しています。
- ※2 令和5年9月以前に発行済みの(本学登録番号等の記載が無い)請求書について、再発行が必要な場合は、研究協力係(riec-kenkyo@grp.tohoku.ac.jp)にご依頼ください。

受託研究等の種類		資産の譲渡日を記載した書面	資産の譲渡日
受託研究	受託研究	完了通知書	業務完了日
	治験	終了報告書	業務完了日
受託事業	学術指導	完了通知書	業務完了日
	受託研究員等	申込書	期間開始日
	病理組織検査等	検査報告書等	業務完了日
	製造販売後調査	終了報告書	業務完了日
	その他の受託事業	完了通知書	業務完了日
共同研究	共同研究	共同研究契約書	契約期間

- ❖ 資産の譲渡日が業務完了日のものについては、業務完了後に、完了日を記載した「完了通知書」をお送りします。
- ❖ 資産の譲渡日が期間開始日のものについては、申込書に記載の期間開始日が資産の譲渡日となります。
- ❖ 資産の譲渡日が契約期間のものについては、契約期間を通じて研究業務を提供しますので、共同研究契約書に記載の契約期間が資産の譲渡日となります。